

尼崎市監査公表第12号

出資団体等監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成26年7月23日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	堀		智	子
同	寺	坂	美	一
同	酒	井		一

措置通知表【出資団体監査】

1 監査対象団体名	尼崎中高年事業株式会社
2 措置を講じた団体	尼崎中高年事業株式会社
3 監査結果報告日	平成26年3月24日
4 措置通知日	平成26年7月1日
5 監査結果の内容	<p>業務委託について 株式会社が、市から受託している「中央公園等及び阪神尼崎駅北駅前広場等維持管理業務委託」において、次の事例があった。</p> <p>ア 株式会社は、施設保守点検業務の再委託において、再委託業者から契約書に定める点検回数と異なる報告書を受理していた。また、当該報告書とも異なる点検回数で市に報告していた。</p> <p><指導の要点> 契約内容の確認、報告及び履行確認は、契約事務の根本であり適正に行うこと。</p>
6 措置の内容	<p>ア 保守点検業務実施に係る履行とその報告書について、チェック表を作成し適正に管理するとともに平成26年1月より再委託先からの報告書の写しを市公園課に提出するようにした。</p>

措置通知表【出資団体監査】

1 監査対象団体名	尼崎中高年事業株式会社
2 措置を講じた団体	都市整備局
3 監査結果報告日	平成26年3月24日
4 措置通知日	平成26年6月17日
5 監査結果の内容	<p>業務委託について 株式会社が、市から受託している「中央公園等及び阪神尼崎駅北駅前広場等維持管理業務委託」において、次の事例があった。</p> <p>ア 平成24年度の当該維持管理業務の仕様書を作成するに際して、誤った点検等実施回数を記載しているものがあった。</p> <p>イ 市は、委託した契約内容と異なる点検回数が記載された報告書を受領していた。(公園課)</p> <p><指導の要点> 契約内容の確認、報告及び履行確認は、契約事務の根本であり適正に行うこと。</p>
6 措置の内容	<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度の業務発注にあたり、実施要領の見直しを行い、施設点検の回数を適正な回数に改めるとともに、受託者に対する周知を行った。また、業務着手時に受託者より実施工程表の提出を受け、施設点検が適正に実施される計画となっていることを確認した。 <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度第4四半期から業務実施状況をより詳細に把握するため、受託者から再委託先の業務実施報告書の写しの提出を受けるようにした。 ・ 平成26年度業務の発注にあたり、実施要領の内容を見直した上で受託者に周知を図るとともに、報告書を点検等の回数や実施日などが把握しやすい様式に改めた。